



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *3 和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)推奨規則の一部を改正する規則 (企業振興課)..... 2

○ 公安委員会規則

- *3 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 2

- *4 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 14

- *5 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車、中型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 15

- *6 停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 16

- *7 違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 17

- *8 高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則 19

○ 告示

- 283 平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 22

- 284 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課)..... 24

- 285 農林大学校の授業料における加算額の設定 (")..... 25

- 286 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 25

- 287 保安林予定森林 (")..... 25

- 288 保安林の指定 (")..... 26

- 289 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 26

- 290 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 26

- 291 " (")..... 27

- 292 車両制限令による道路の指定 (道路保全課)..... 27

- 293 " (")..... 27

- 294 道路の区域変更 (")..... 28

- 295 道路の供用開始 (")..... 28

- 296 道路の区域変更 (")..... 29

- 297 道路の供用開始 (")..... 29

- 298 平成29年度和歌山下津港本港区内岸壁給水業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (港湾空港振興課)..... 29

○ 公安委員会告示

- *8 自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等 31

○ 選挙管理委員会告示

- 10 政治団体の届出事項の異動の届出 35
- 11 資金管理団体の届出事項の異動の届出 35
- 12 政治団体の解散の届出 36
- 13 政治団体の設立の届出 36

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課) 37
- 〃 (〃) 37
- 入札公告 (情報政策課) 37

○ 監査公表

- 監査公表第4号 40

規 則

和歌山県規則第3号

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則の一部を改正する規則

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則（平成20年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「有効期間」の次に「（以下「認定有効期間」という。）」を加え、「2年」を「起算して5年」に改め、「（以下「認定有効期間」という。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際、現に改正前の第9条第1項に規定する推奨認定の更新を受けている者の当該推奨認定の有効期間は、改正前の第6条の規定にかかわらず、当該更新の日から5年間とし、現に改正前の第3条の規定による推奨認定を受けている者の当該推奨認定の有効期間は、なお従前の例による。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第12条第10号中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

第21条の2を次のように改める。

（学科試験及び学科再試験の時間）

- 第21条の2 施行規則第25条に規定する学科試験の時間は、50分とする。ただし、仮運転免許、小型特殊自動車運転免許又は原動機付自転車運転免許に係るものについては、30分とする。
- 施行規則第28条の2の規定により読み替えられた施行規則第25条に規定する学科再試験の時間は、50分

とする。ただし、原動機付自転車運転免許に係るものについては、30分とする。

第25条の見出し中「臨時適性検査」を「臨時適性検査等」に改め、同条中「様式による通知書」を「臨時適性検査通知書」に改め、同条第1号中「別記様式第17号」を「臨時適性検査通知書(別記様式第17号)」に改め、同条第2号中「別記様式第17号の2」を「臨時適性検査通知書(別記様式第17号の2)」に改め、同条第3号中「別記様式第17号の2の2」を「臨時適性検査通知書(別記様式第17号の2の2)」に改め、同条第4号中「別記様式第17号の2の3」を「臨時適性検査通知書(別記様式第17号の2の3)」に改め、同条第5号中「別記様式第17号の3」を「臨時適性検査通知書(別記様式第17号の3)」に改め、同条第6号中「別記様式第17号の4」を「臨時適性検査通知書(別記様式第17号の4)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第102条第1項から第3項までの内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書(別記様式第17号の4の2)により行う。

第27条中「第34条第2項第2号」を「第34条第3項第2号」に改める。

第28条第1項中「道路交通法」を「法」に改める。

第30条中「別記様式第20号の2」を「別記様式第20号」に改める。

第34条中「及び一般国道42号湯浅御坊道路」を「(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路をいう。)並びに一般国道(道路法第3条第2号に掲げる道路をいう。)のうち一般国道24号(京奈和自動車道)及び一般国道42号(湯浅御坊道路)」に改める。

別表第2中

一般国道24号(京奈和自動車道)	橋本市隅田町真土字戸立368番3から岩出市根来字洞尾2277番41まで	を
一般国道26号(第二阪和国道)	和歌山市平井字西谷742番1から和歌山市大谷字池ノ谷289番1まで	

一般国道24号(京奈和自動車道)	橋本市隅田町真土字戸立368番3から和歌山市弘西字丸山1305番7まで	に、
一般国道24号(京奈和自動車道)	岩出市山小野山国有林から和歌山市湯屋谷字山ノ下まで	
一般国道26号(第二阪和国道)	和歌山市平井(府県境)から和歌山市大谷字池ノ谷289番1まで	

一般国道26号	和歌山市中字峠571番8から和歌山市小松原通一丁目2まで	を
一般国道26号	和歌山市久保丁四丁目39から和歌山市材木丁34番2まで	
一般国道26号	和歌山市久保丁四丁目67番から和歌山市男野芝丁4番まで	

一般国道26号	和歌山市西汀丁26番から和歌山市小松原通一丁目2まで	に、
---------	----------------------------	----

一般国道371号	橋本市柱本字西ノ谷226番8地先から橋本市小野田字佃530番4地先までの間	を
----------	---------------------------------------	---

一般国道371号	橋本市柱本字西ノ谷226番8地先から橋本市小野田字佃530番4地先まで
一般国道371号	橋本市御幸辻字六段622番1地先から橋本市市脇一丁目40番2地先まで
一般県道小豆島船所線	和歌山市直川字上川田227番2地先から和歌山市船所字本郷165番地先まで
一般県道善明寺北島線	和歌山市船所字本郷165番地先から和歌山市北島字新畑564番1地先まで
一般県道和歌山阪南線	和歌山市北汀丁8番地先から和歌山市梅原字楠谷638番5地先まで
一般県道和歌山阪南線	和歌山市男野芝丁4番地先から和歌山市久保丁四丁目68番地先まで
一般県道和歌山阪南線	和歌山市材木丁34番2地先から和歌山市久保丁四丁目49番地先まで

に、

主要地方道和歌山港線	和歌山市小松原通一丁目1-5番地先から和歌山市湊藁種畑ノ坪1409番地先まで
------------	--

を

主要地方道和歌山港線	和歌山市小松原通一丁目1番5地先から和歌山市湊藁種畑ノ坪1409番地先まで
主要地方道粉河加太線	和歌山市梶取字狐塚333番5地先から和歌山市野崎字中州201番6地先まで
主要地方道新和歌浦梅原線	和歌山市北島字新畑564番1地先から和歌山市野崎字中州201番6地先まで

に改める。

別記様式第9号（表面）を次のように改める。

別記様式第9号の2 (表面) を次のように改める。

別記様式第9号の2 (第13条関係)

※整理番号		(表面)																
<h2 style="margin: 0;">(副) 安全運転管理者に関する届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">和歌山県公安委員会 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>ア 副安全運転管理者を選任、解任 届出事項(イ、エ、カ、コ)を変更 届け出ます。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>イ 届出者 住所 氏名</p> <p>電話番号</p> <p>[法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び電話番号]</p> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">Ⓜ</p>																		
ウ 選任年月日	年 月 日	コ 使 用 の 業 種 別 本 拠 名 称 位 置																
エ 副安全運転 管理者氏名	(ふりがな)																	
オ 資 格	生年月日 ・ ・ (歳)																	
カ 要 件	1 運転管理経験1年以上 2 運転経験期間3年以上 3 公安委員会の認定																	
キ 職務上の地位	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">乗 用</td> <td style="width:15%;">貨 物</td> <td style="width:15%;">大型特殊</td> <td style="width:15%;">小型特殊</td> <td style="width:15%;">大型二輪</td> <td style="width:15%;">普通二輪</td> <td style="width:15%; text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ク 副安全運転 管理者が免 許を持って いる場合</td> <td style="padding: 5px;">免許の種類</td> <td style="padding: 5px;">免許年月日</td> <td style="padding: 5px;">免許証番号</td> <td style="padding: 5px;">交付年月日</td> <td style="padding: 5px;">交付公安委員会</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			乗 用	貨 物	大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計	ク 副安全運転 管理者が免 許を持って いる場合	免許の種類	免許年月日	免許証番号	交付年月日	交付公安委員会		
	乗 用	貨 物	大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計											
ク 副安全運転 管理者が免 許を持って いる場合	免許の種類	免許年月日	免許証番号	交付年月日	交付公安委員会													
ク 副安全運転管 理者の勤務態様	勤 務 日勤 隔日 その他()	シ 使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 ・ 運 転 者 数 前 副 安 全 運 転 管 理 者																
ケ 副安全 運転 管理者 の 経 歴	勤 務 期 間 勤 務 所 名 職 名																	
自 . . . 至 . . .																		
自 . . . 至 . . .																		
自 . . . 至 . . .																		
ス 解任年月日	氏 名																	
セ 解任理由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他()																	
備考																		
(注) 1 記載要領は裏面を参照してください。 2 副安全運転管理者の要件(施行規則第9条の9第2項) (1) 20歳以上の者であること。 (2) 自動車の運転の管理実務経験が1年以上を有する者 又は自動車の運転経験が3年以上若しくは公安委員会 から自動車運転管理に関し、これらの者と同等以上の 能力を有すると認定された者であること。 (3) 公安委員会の命令により解任された者は、解任後2 年を経過していること。 (4) 救護義務違反、酒酔い運転等一定の違反行為をし た者は、その後2年を経過していること。 3 添付書類 選任届出のときは、次の書類を添付してください。 (1) 戸籍抄本又は住民票(本籍(外国人にあっては、 国籍等)を記載したものに限る。)の写し (2) 運転経歴又は安全運転管理経験等を証するもの (3) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行)																		

備考

- 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号の2中

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二
				自	自			ん	型	型	通	特	引

を

大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二
		中			自	自			ん	型	型	通	特	引

に改める。

別記様式第10号の3中

大型	台
----	---

を

大型・中型・準中	台
----------	---

に改める。

別記様式第16号中

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	自	自	特	付	ん	型	型	通	大	引
				二	二			引	二	二	二	二	二

を

大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	型	通	特	自	自	特	付	ん	型	型	通	大	引
		中			二	二			引	二	二	二	二	二

に改める。

別記様式第16号の2中

有														
無														
種	大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
類	型	型	通	特	自	自	特	付	ん	型	型	通	大	引
					二	二			引	二	二	二	二	二

を

有															
無															
種	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
類	型	型	中型	通	特	自	自	特	付	ん	型	型	通	大	引
						二	二			引	二	二	二	二	二

に改める。

別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第17号(第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒否

運転免許の保留の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

取消し

効力の停止

Table with 2 columns and 4 rows: 適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果, 適性検査の期日, 適性検査の場所, 備考

備考

- 1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合には、臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。
2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、和歌山県警察本部交通部運転免許課に提出してください。
3 この通知について、不明な点がある場合には、和歌山県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

和歌山県警察本部交通部運転免許課 係
住所
電話 (内線)

別記様式第17号の4の次に次の1様式を加える。

別記様式第17号の4の2(第25条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住所

殿

和歌山県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第... 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
が拒否される
運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。

が取り消される
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows: 1. 診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査の結果; 2. 診断書の提出期限; 3. 診断書の提出先; 4. 備考

備考 この通知について、不明な点がある場合には、和歌山県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

和歌山県警察本部交通部運転免許課 係
住所
電話 (内線)

別記様式第19号中

大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二
--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

を

大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二
--------	--------	-------------	--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

に改める。

別記第19号の3中

<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 大自二	<input type="checkbox"/> 普自二	<input type="checkbox"/> 原付
-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------

を

<input type="checkbox"/> 準中型	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 大自二	<input type="checkbox"/> 普自二	<input type="checkbox"/> 原付
------------------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------

に改める。

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号 (第30条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書					
年 月 日					
和歌山県公安委員会 殿					
申請者	氏 名	年 月 日生			
	生 年 月 日				
	本 籍・国 籍				
	住 所				
審査に係る緊急自動車の種類		中型	準中型	普通	自二
現に受けてい る 免 許	交付公安委員会名		公安委員会		
	免 許 証 番 号		第 号		
	交 付 年 月 日		年 月 日 (番号)		
	有 効 期 限		年 月 日		
	免 許 年 月 日	第一種 自二原付	年 月 日		
		免 許 その他	年 月 日		
	第二種免許	年 月 日			
免 許 の 種 類		大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け	型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二		
免 許 の 条 件					
緊急自動車の 使 用 者		所在地			
		職 名			
		氏 名	㊟		

備考

- 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 緊急自動車の使用者の欄の「印」は、公印を用いること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第20号の2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。ただし、第34条の改正規定は平成29年3月18日から、別表第2の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第4号

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則（平成6年和歌山県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「中型自動車免許」の次に「、準中型自動車免許」を加える。

第4条を次のように改める。

（講習科目及び時間）

第4条 講習の科目及び時間は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目及び右欄に掲げる時間とする。

区分	科目	時間
1 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けようとする者	応急救護処置とは、実施上の留意事項、救急体制及び応急救護処置の基礎知識	1
	応急救護処置の基本、応急救護処置の実践及びまとめ	2
2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者	応急救護処置とは、実施上の留意事項、救急体制及び具体的な実施要領	1
	各種傷病者に対する対応及びまとめ	1
	傷病者の観察・移動及び体位管理	1
	心肺蘇生、気道異物除去及び止血法	2
	包帯法及び固定法	1
備考 時間には休憩時間を含まない。		

第6条中「中型自動車免許」の次に「、準中型自動車免許」を加える。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第5号

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車、中型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車、中型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車、中型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成6年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習の実施に関する規則

第5条を次のように改める。

（講習科目及び時間）

第5条 講習の科目及び時間は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目及び右欄に掲げる時間とする。

区分	科目	時間
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許を受けようとする者	貨物自動車の特性を理解した運転	1
	危険を予測した運転	1
	危険予測ディスカッション	1
	夜間の運転及び悪条件下での運転	1
2 普通自動車免許を受けようとする者	危険を予測した運転	1
	危険予測ディスカッション	1
	高速道路での運転に必要な知識	1
	高速道路での運転に必要な技能	1
3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けようとする者	危険を予測した運転	1
	危険予測ディスカッション及び二人乗り運転に関する知識	1
	ケース・スタディ（交差点）並びに交通の状況及び道路環境に応じた運転	1
4 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者	危険を予測した運転	2
	危険予測ディスカッション	1
	夜間の運転	1

	悪条件下での運転	1
	身体障害者等への対応	1
備考		
1 時間には休憩時間を含まない。 2 準中型自動車免許を受けようとする者（講習の受講の際現に普通自動車免許を受けていない者に限る。）にあつては、準中型自動車を使用した講習及び普通自動車を使用した講習をそれぞれ実施するものとし、各講習の科目及び時間は次に掲げるとおりとする。 (1) 準中型自動車を使用した講習の科目及び時間については、1の項の中欄に掲げる科目及び同項の右欄に掲げる時間 (2) 普通自動車を使用した講習の科目及び時間については、2の項の中欄に掲げる科目及び同項の右欄に掲げる時間		

第7条を次のように改める。

（講習方法）

第7条 講習は、本部長が別に定める大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習実施要領に基づいて実施しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第6号

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「当該講習」を「停止処分者講習」に改める。

第4条第1項中「当該講習」を「停止処分者講習」に改め、「和歌山県公安委員会」の次に「（以下「公安委員会」という。）」を加え、同条第2項中「次に掲げる」の次に「要件のいずれにも該当する」を加え、同項第2号中「講習」を「停止処分者講習」に改め、同項第3号ア中「運転適性指導をいう」の次に「。次号アにおいて同じ」を加え、「法第108条の4第1項第1号に」を「同項第1号に」に、「高齢者講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第6号）第4条の講習指導員」を「高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）第3条第2項第2号に規定する高齢者講習指導員」に、「第4条の講習指導員をいう。）の」を「第4条第1項に規定する講習指導員をいう。）の」に改め、同号ウ中「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」を「自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に、「までに規定する」を「までの」に改め、同項第4号ア中「運転適性に関する業務に関し、次」を「運転適性指導に関する業務に関し、次」に改め、同号ア（ア）中「認定証」を「資格者証」に、「運転適性に」を「運転適性指導に」に改め、同号ア（イ）中「運転適性」を「運転適性指導」に改め、同号イ（イ）中「自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するもの（平成6年国家公安委員会告示第5号）に規定する届出教習所指導員課程」を「届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロに

規定する届出自動車教習所指導員研修課程」に、「終了し」を「修了し」に改め、同項第5号ア中「講習」を「停止処分者講習」に改め、同号イを次のように改める。

イ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項第4号の講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（停止処分者講習に係るものに限る。）として、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修を終了した者

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

講習科目	講習時間		
	短期講習	中期講習	長期講習
道路交通の現状、交通事故の実態、運転者の社会的立場及び安全運転の心構え	30分	60分	60分
安全運転の基礎知識並びに道路交通法令の知識及び安全運転の方法	90分	150分	150分
事件事例研究に基づく安全運転の方法		60分	120分
筆記及び運転適性検査器材の使用による運転適性についての診断と指導	180分	120分	120分
実車及び運転シミュレーター操作による運転適性についての診断と指導		120分	150分
面接指導	30分	60分	90分
考査	30分	30分	30分
講習時間合計	360分	600分	720分

備考 講習科目の間等において適当な休憩時間を設けること。

別表第2中「基礎知識及び」を「基礎知識並びに」に、

「

20分
60分

」を「

20分

」に、

「自動車等を運転させて行う」を「実車及び運転シミュレーター操作による」に、

「

40分
60分

」を「

160分

」に改め、同表備考中「上記の」を削る。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第7号

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

違反者講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公安委員会（以下この条において「新公安委員会」という。）」を「都道府県公安委員会」に改め、同条第2項中「新公安委員会の」を「その住所地を管轄する都道府県公安委員会の」に、「新公安委員会に」を「当該都道府県公安委員会に」に改め、同条第3項中「又は前項に規定する違反者講習移送通知書又は」を「の違反者講習移送通知書又は前項の」に、「通知のあった」を「送付に係る」に、「当該講習対象者」を「その者」に、「講習を」を「当該通知に係る違反者講習を」に、「が違反者講習」を「が当該違反者講習」に、「住所地を管轄する公安委員会」を「その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会」に改める。

第3条中「当該講習」を「違反者講習」に改める。

第4条第1項中「当該講習」を「違反者講習」に改め、「和歌山県公安委員会」の次に「（以下「公安委員会」という。）」を加え、同条第2項中「次に掲げる」の次に「要件のいずれにも該当する」を加え、「和歌山県公安委員会が」を「公安委員会が」に改め、同項第2号中「講習」を「違反者講習」に改め、同項第3号ア中「運転適性指導をいう」の次に「。次号アにおいて同じ」を加え、「法第108条の4第1項第1号に」を「同項第1号に」に、「第4条の講習指導員をいう。）、」を「第4条第1項に規定する講習指導員をいう。）、」に、「高齢者講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第6号）第4条の講習指導員」を「高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）第3条第2項第2号に規定する高齢者講習指導員」に改め、同号ウ中「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」を「自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に、「までに規定する」を「までの」に改め、同項第4号ア中「運転適性に関する業務に関し、次」を「運転適性指導に関する業務に関し、次」に改め、同号ア（ア）中「認定証」を「資格者証」に、「運転適性に」を「運転適性指導に」に改め、同号ア（イ）中「運転適性」を「運転適性指導」に改め、同号イ（イ）中「自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するもの（平成6年国家公安委員会告示第5号）に規定する届出教習所指導員課程」を「届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程」に、「終了し」を「修了し」に改め、同項第5号ア中「講習」を「違反者講習」に改め、同号イを次のように改める。

イ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項第4号の講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（違反者講習に係るものに限る。）として、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修を終了した者

第9条第1項中「講習に」を「違反者講習に」に改め、同条第2項中「和歌山県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	講習科目	時間
1 社会参加活動の体験を含む講習	道路交通の現状、交通事故の実態、運転者の社会的立場、安全運転の心構え、安全運転の基礎知識並びに道路交通法令の知識及び安全運転の方法	110分
	事故事例研究に基づく安全運転の方法	30分
	筆記及び運転適性検査器材の使用による運転適性についての診断と指導	40分
	社会参加活動の体験	150分
	考査	30分

2 社会参加活動の体験を含まない講習	道路交通の現状、交通事故の実態、運転者の社会的立場、安全運転の心構え、安全運転の基礎知識並びに道路交通法令の知識及び安全運転の方法	110分
	事故事例研究に基づく安全運転の方法	30分
	筆記及び運転適性検査器材の使用による運転適性についての診断と指導	40分
	実車及び運転シミュレーター操作による運転適性についての診断と指導	120分
	面接指導	30分
	考査	30分

備考 講習科目の間等において適当な休憩時間を設けること。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第8号

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第101条の4第2項」を削り、「認知機能検査」の次に「（以下「認知機能検査」という。）」を加える。

第2条第2号中「第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項の規定による」を「第2条第1項第1号の表1の項上欄又は同条第1項第2号の表1の項上欄」に改め、同条第4号中「及び同条第1項第2号の表2の項下欄」を「に掲げる講習の基準及び同条第1項第2号の表2の項下欄又は同表3の項下欄」に改め、同条第5号を削る。

第3条第1項中「委託し」を「委託できるものとし」に、「委託する」を「委託できる」に改め、同条第2項第1号中「講習の」を「高齢者講習等の」に改め、同項第4号及び第5号中「及び」を「又は」に改める。

第4条を次のように改める。

（高齢者講習指導員の要件）

第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 高齢者講習等における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。次号アにおいて同じ。）について不正な行為をしたため同項第1号に規定する運転適性指導員、停止処分者講習指導員（停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第5号）第4条第1項に規定する講習指導員をいう。）、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員（違反者講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第7号）第4条第1項に規定する講習指導員をいう。）のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25

年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者として適格と認められ、警視庁又は道府県警察本部から資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習等を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

(ア) 普通自動車を用いた高齢者講習等を指導する高齢者講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証（法第99条の3第4項の教習指導員資格者証をいう。（イ）において同じ。）の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程をいう。（イ）において同じ。）を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(イ) 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車をを用いた高齢者講習等を指導する高齢者講習指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者、又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。イからエまでにおいて「改正法」という。）の施行の日以後において、公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 改正法の施行の日以後において、講習規則第7条第2項第4号の講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（高齢者講習に係るものに限る。）として、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者

ウ 平成21年6月1日以前に高齢者講習における指導に従事する者（エにおいて「指導員」という。）で、公安委員会又は他の都道府県公安委員会が指定する研修（認知機能検査の導入に伴うもの（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。）に限る。）を受け、かつ、改正法の施行に伴う補充の講習を受けているもの

エ 平成21年6月2日以後に指導員の資格を取得した者（改正法の施行前において指導員であったものに限る。）で、改正法の施行に伴う補充の講習を受けているもの

第8条第1項中「又は第101条の4第2項の規定により」を「、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定に係る」に改め、「（以下「75歳以上講習」という。）」及び「（以下「更新期間満了日」という。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	講習科目	時間	合計時間
1 75歳未満の者又は第3分類に該当する者に対する高齢者講習	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分	120分
	運転適性検査器材による指導	30分	
	実車による指導	60分	
2 第1分類又は第2分類に該当する者に対する高齢者講習	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分	180分
	運転適性検査器材による指導	30分	
	実車による指導	60分	
	総合的な安全指導	60分	
3 道路交通法第101条の7第4項の規定により行う高齢者講習	実車による指導	60分	120分
	総合的な安全指導	60分	
4 1から3までの講習を合同で実施する高齢者講習	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識(1及び2の講習を受講する者に限る。)	30分	180分
	運転適性検査器材による指導(1及び2の講習を受講する者に限る。)	30分	
	実車による指導	60分	
	総合的な安全指導(2及び3の講習を受講する者に限る。)	60分	
5 特定任意高齢者講習(簡易)	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分以上	60分以上
	運転適性検査器材による指導	30分以上	
6 75歳未満の者又は第3分類に該当する者に対する特定任意高齢者講習(シニア運転者)	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分以上	120分以上
	運転適性検査器材による指導	30分以上	
	実車による指導	60分以上	
7 第1分類又は第2分類に該当する者に対する特定任意高齢者講習(シニア運転者)	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分以上	180分以上
	運転適性検査器材による指導	30分以上	
	実車による指導	60分以上	
	総合的な安全指導	60分以上	
8 6及び7の講習を合同で実施する特定任意高齢者講習	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分以上	180分以上
	運転適性検査器材による指導	30分以上	
	実車による指導	60分以上	
	総合的な安全指導(7の講習を受講する者に限る。)	60分以上	

備考

1 75歳未満の者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者であって、免許申請書を提出した日における年齢が75歳未満の者
- (2) (1)に掲げる者以外の者であって、運転免許の更新期間が満了する日(法第101条の2第1項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日)における年齢が75歳未満の者

2 第3分類に該当する者とは、法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により行う認知

機能検査の結果について、施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者をいう。

- 3 第1分類又は第2分類に該当する者とは、法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について、施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満である者をいう。
- 4 小型特殊免許のみを有する者に対する講習は、実車による指導の講習科目を除く。
- 5 講習時間は、休憩時間を含まない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 運転免許証の更新期間の満了する日（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）が平成29年9月11日以前である者に対するこの規則による改正後の高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則第2条第1号に規定する高齢者講習、同条第3号に規定する特定任意高齢者講習（簡易）又は同条第4号に規定する特定任意高齢者講習（シニア運転者）の実施に関しては、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第283号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称

平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託

- (2) 契約期間

契約締結日から平成34年10月31日まで

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であつて、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 入札公告の日から過去5年間に於いて、国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県内市町村との間に共通基盤整備及び運用保守業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

- ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者
- イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者
- （ア）システム監査技術者
 - （イ）プロジェクトマネージャ
 - （ウ）ネットワークスペシャリスト
 - （エ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ）
 - （オ）ITサービスマネージャ
 - （カ）システム運用管理エンジニア
 - （キ）情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

- (4) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標）を付与されている者又はISMS（JIS Q 27001:2006（ISO/IEC 27001:2005）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 3の（1）タに掲げる作業実施計画書で、和歌山県が示す仕様を満足するものを提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の（2）に係る履行証明書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ 2の（3）に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

ソ 2の（4）に掲げる登録商標の付与又は認証の取得を証明する書類の写し

タ 作業実施計画書

チ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」、「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」及び「（大分類）1リース・レンタル（小分類）3事務機器リース・レンタル」のいずれかに登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。
- (4) (1)のアからオまで、シ、ス及びタに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年3月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年3月9日（木）午前9時から同月13日（月）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成29年3月14日（火）から同月23日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
なお、入札参加資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成29年3月23日（木）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布場所
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2414
ファクシミリ番号 073-428-1136
電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp
- 6 資格審査申請書類に使用する言語
資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成29年4月11日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、平成29年4月25日（火）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成29年4月28日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第284号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用利用配分計画を平成29年2月22日に認可した。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第117号	東牟婁郡那智勝浦町中里字上地338外4筆

和歌山県告示第285号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第1項備考の規定により、普通教室に空気調整設備を設けている農林大学の授業料の額に加算する額を次のように定め、平成29年4月1日から実施する。

平成21年和歌山県告示第157号（農業大学の授業料における加算額の設定）は、平成29年3月31日限り廃止する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農林大学校 1人につき年額1,300円

和歌山県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字日裏2646の2（次の図に示す部分に限る。）、2655の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第287号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字平川字長田937の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長田937の4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字イセガ谷2556、2556の1から2556の3まで、2557、2557の1、2558から2563まで、2563の1、2564から2566まで、2567の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字イセガ谷2556・2556の1から2556の3まで・2557・2557の1・2558・2564から2566まで・2567の1
(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第289号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第290号

平成29年和歌山県告示第149号（以下「告示第149号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、

その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

當仲サキコ
北原正道
中山忠雄
大西清吉

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第149号のとおり

和歌山県告示第291号

平成29年和歌山県告示第150号（以下「告示第150号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

山本辰巳

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第150号のとおり

和歌山県告示第292号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号のイの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道371号	橋本市御幸辻字六段622番1地先から橋本市小原田字佃567番5地先まで
一般県道 和歌山阪南線	和歌山市北汀丁8番地先から和歌山市梅原字楠谷638番5地先まで
一般県道 和歌山阪南線	和歌山市男野芝丁4番地先から和歌山市久保丁四丁目68番地先まで
一般県道 和歌山阪南線	和歌山市材木丁34番2地先から和歌山市久保丁四丁目49番地先まで

2 指定する期日 平成29年4月1日

和歌山県告示第293号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

平成29年3月3日

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道371号	橋本市御幸辻字六段622番1地先から橋本市市脇一丁目40番2地先まで
主要地方道 粉河加太線	和歌山市梶取字狐塚333番5地先から和歌山市野崎字中州201番6地先まで
主要地方道 新和歌浦梅原線	和歌山市北島字新畑564番1地先から和歌山市野崎字中州201番6地先まで
一般県道 小豆島船所線	和歌山市直川字上川田227番2地先から和歌山市船所字本郷165番地先まで
一般県道 善明寺北島線	和歌山市船所字本郷165番地先から和歌山市北島字新畑564番1地先まで
一般県道 和歌山阪南線	和歌山市北汀丁8番地先から和歌山市梅原字楠谷638番5地先まで
一般県道 和歌山阪南線	和歌山市男野芝丁4番地先から和歌山市久保丁四丁目68番地先まで
一般県道 和歌山阪南線	和歌山市材木丁34番2地先から和歌山市久保丁四丁目49番地先まで

2 指定する期日 平成29年4月1日

和歌山県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市木津字鴻ノ巣214番1地先から同市木津字上ノ段50番1地先まで	旧	5.67 }	180.71	
海南市木津字鴻ノ巣214番1地先から同市阪井字東坪1500番1地先まで	新	7.67 }	285.13	

和歌山県告示第295号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市木津字鴻ノ巣214番1地先から同市阪井字東坪1500番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月6日

和歌山県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷 1049番2地内	旧	7.42 } 14.10	70.11	
同上	新	10.96 } 23.28	70.11	

和歌山県告示第297号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1049番2地内

供用開始の期日 平成29年3月3日

和歌山県告示第298号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度和歌山下津港本港区岸壁給水業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
平成29年度和歌山下津港本港区岸壁給水業務
 - (2) 契約期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成29年3月3日（金）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 平成29年3月3日（金）から過去5年間に、国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村と契約した同種同規模の業務を適正に履行（完了）した実績を有する者であること。
- (8) 同種の船舶給水設備についての1年以上の操作・保守管理の実務経験を有する者を1名以上常時雇用している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）7特殊設備保守管理（建築物に係るものを除く。）（小分類）7船舶給水設備操作・保守管理」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者決定通知書の写しの提出をもって、次のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書（事業概要書）

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 法人にあっては、役員調書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（7）及び（8）に掲げる要件を満たすことを証明する書類

- (2) (1) のア、イ、オ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年3月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年3月8日（水）午後5時までに和歌山下津港湾事務所総務管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年3月3日（金）から同月13日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山下津港湾事務所総務管理課
和歌山市築港五丁目1番地
郵便番号 640-8287
電話番号 073-431-7266
ファクシミリ番号 073-431-7165

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年3月17日（金）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第8号

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第20条の規定に基づき、自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等を次のように定め、平成29年3月12日から施行する。

平成27年和歌山県公安委員会告示第47号（自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等）は、平成29年3月11日限り、廃止する。

平成29年3月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等

試験場所	試験の種別	試験日	予約の方法等	
			予約の要否	予約方法等
	普通免許 普通仮免許	毎日	予約を要する。	予約は、第一試験場において、口頭又は電話で受け付ける。
	大型二輪免許 普通二輪免許	毎週 月曜日		
	大型免許	毎週 月曜日 水曜日		
	大型仮免許	毎週 木曜日		
	中型免許	毎週 木曜日		

和歌山市西1番地 和歌山県自動車運転免許第一試験場 (第一試験場)	中型仮免許	毎週 金曜日		
	準中型免許	毎週 月曜日 火曜日 木曜日		
	準中型仮免許	毎週 月曜日 火曜日 木曜日		
	大型第二種免許	毎週 水曜日 金曜日		
	中型第二種免許	毎週 木曜日		
	普通第二種免許	毎週 月曜日 金曜日		
	大型特殊免許 大型特殊第二種免許	毎週 金曜日		
	けん引免許 けん引第二種免許	毎週 金曜日		
	第一種免許及び第二種免許 (公安委員会指定自動車教習所卒業者に限る。) 特定失効免許 特定取消免許	毎日	予約を要しない。	
外国免許の切替え	申請の都度指定する。	予約を要する。	予約は、第一試験場において、口頭又は電話で受け付ける。	
小型特殊免許 原付免許	毎週 火曜日 木曜日	予約を要する。	予約は、県内各警察署において、口頭で受け付ける。	
田辺市中万呂50番地の5 和歌山県自動車運転免許第二試験場 (第二試験場)	普通仮免許	毎週 火曜日 毎月 第1水曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 毎月第1水曜日は、技能試験及び適性試験を行う(学科試験は、行わない。)
	普通二輪免許	毎月 第1火曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。
	普通免許	毎週 月曜日 火曜日 毎月 第1水曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 毎週月曜日は、学科試験及び適性試験を行う(技能試験は、行わない。) 毎月第1水曜日は、技能試験

				及び適性試験を行う(学科試験は、行わない。)
田辺市上の山一丁目2番5号 和歌山県警察本部田辺運転免許センター (田辺免許センター)	第一種免許及び第二種免許 (公安委員会指定自動車教習所卒業者に限る。) 普通二輪免許	毎週 月曜日 火曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 普通二輪免許(公安委員会指定自動車教習所卒業者以外の者)は、学科試験及び適性試験を行う(技能試験は、行わない。)
	特定失効免許 特定取消免許	毎日 (月曜日、火曜日及び金曜日の午前を除く。)	予約を要しない。	
	小型特殊免許 原付免許	毎月 第2金曜日 第3金曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センター又は御坊及び白浜の各警察署において、口頭で受け付ける。
東牟婁郡那智勝浦町大字字久井1680番地の1 那智勝浦自動車教習所	普通仮免許 普通二輪免許	毎月 第2水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 技能試験のみを行う(学科試験及び適性試験は、新宮免許センターで行う。)
新宮市三輪崎1148番地の4 和歌山県警察本部新宮運転免許センター (新宮免許センター)	普通仮免許 普通二輪免許	毎月 第2水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 学科試験及び適性試験を行う(技能試験は、那智勝浦自動車教習所で行う。)
	普通免許	毎月 第2水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。
	第一種免許及び第二種免許 (公安委員会指定自動車教習所卒業者に限る。)	毎月 第2水曜日 第3水曜日 第4水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。
	特定失効免許 特定取消免許	毎日 (月曜日及び水曜日の午前を除く。)	予約を要しない。	
	小型特殊免許 原付免許	毎月 第1水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センター又は新宮及び串本の各警察署において、口頭又は電話で受け付ける。
指定警察署	小型特殊免許 原付免許	申請の都度指定する。	予約を要する。	予約は、指定警察署において、口頭で受け付ける。
和歌山県公安委員会が指定するその他の場所	特定失効免許	申請の都度指定する。	予約を要する。	予約は、第一試験場において、口頭又は電話で受け付ける。 適性試験のみを行う。

和歌山県公安委員会が指定する自動車教習所	普通仮免許 準中型仮免許 中型仮免許 大型仮免許	計画に基づいて指定する。	
----------------------	-----------------------------------	--------------	--

備考

- 1 次に掲げる日は、試験を行わない。
 - (1) 1月1日から同月5日まで。ただし、1月4日又は同月5日が平日の場合は、当該日に失効免許及び特定取消免許の適性試験並びに仮免許の学科試験及び適性試験を行う。
 - (2) 12月29日から同月31日まで
 - (3) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（8において「休日」という。）。ただし、和歌山県公安委員会の指定する自動車教習所は、日曜日及び土曜日にも普通仮免許の運転免許試験を行う。
 - (4) 災害その他やむを得ない事情の生じた日
- 2 荒天の際には、大型二輪免許及び普通二輪免許の技能試験は行わない。
- 3 指定警察署とは、橋本、かつらぎ、有田、湯浅、御坊及び串本の各警察署をいう。
- 4 第一種免許とは、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許及びけん引免許をいう。
- 5 第二種免許とは、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許及びけん引第二種免許をいう。
- 6 特定失効免許とは、免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許が効力を失った日から起算して6月（海外旅行、災害その他一定のやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）を経過しないものの免許をいう。
- 7 特定取消免許とは、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある一定の病気にかかっていること等を理由として、免許の取消しを受けた者で、その者の免許が取り消された日から起算して3年を経過しないものの免許をいう。
- 8 予約の受付を行う日及び時間帯は、受けようとする試験の日の前日までの日（1月1日から同月3日まで、12月29日から同月31日まで、日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時40分から午前11時45分まで及び午後1時40分から午後4時45分までの間に限る。
- 9 受付は、試験場所において、次に掲げるものを除き、午前の部については午前8時30分から午前9時までの間に、午後の部については午後1時から午後1時30分までの間にそれぞれ行う。
 - (1) 田辺運転免許センターにおける特定失効免許及び特定取消免許の試験の受付は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 申請時において70歳未満の者の受付は、月曜日、火曜日及び金曜日にあつては午後1時から午後1時30分までの間に行い、水曜日及び木曜日にあつては午前9時から午前9時30分までの間及び午後1時から午後1時30分までの間に行う。
 - イ 申請時において70歳以上の者の受付は、月曜日、火曜日及び金曜日にあつては午後2時から午後3時までの間に行い、水曜日及び木曜日にあつては午前10時から午前11時までの間及び午後2時から午後3時までの間に行う。
 - (2) 新宮運転免許センターにおける特定失効免許及び特定取消免許の試験の受付は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 申請時において70歳未満の者の受付は、月曜日及び水曜日にあつては午後1時から午後1時30分までの間に行い、火曜日、木曜日及び金曜日にあつては午前9時から午前9時30分までの間及び午後1時から午後1時30分までの間に行う。

イ 申請時において70歳以上の者の受付は、月曜日及び水曜日にあつては午後2時から午後3時までの間に、火曜日、木曜日及び金曜日にあつては午前10時から午前11時までの間及び午後2時から午後3時までの間に行う。

(3) 指定警察署における特定失効免許及び特定取消免許の試験受付は、午前9時から午前11時までの間及び午後1時から午後4時までの間に行う。

10 受験人員等により、免許種別ごとの試験日等を変更することがある。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年3月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県和歌山市第三支部	新島雄	主たる事務所の所在地	和歌山市木広町五丁目1-1(谷口方)	和歌山市加太203	平成29.2.1
自由民主党和歌山県石油販売業支部	山縣弘明	代表者	山縣弘明	有田真一	平成28.6.3

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岡本庄三後援会	依岡正憲	主たる事務所の所在地	日高郡印南町山口576	日高郡印南町山口756	平成29.1.17
竹馬会	佐武康至	会計責任者	飯盛俊夫	清末恒昌	平成29.1.19
正木ひでお後援会	正木秀男	代表者	正木秀男	津多晴美	平成29.1.23
		会計責任者	正木秀男	津多晴美	
新島たけし後援会	大山典男	主たる事務所の所在地	和歌山市小松原5-1-16	和歌山市加太203	平成29.1.27
雄新会	新島雄	主たる事務所の所在地	和歌山市木広町五丁目1-1(谷口方)	和歌山市加太203	平成29.1.27
和歌山県石油政治連盟	山縣弘明	代表者	山縣弘明	有田真一	平成28.6.3

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年3月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
新島雄	雄新会	主たる事務所の所在地	和歌山市木広町五丁目1-1(谷口方)	和歌山市加太203	平成29.1.27

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年3月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ひまわり和歌山	豊田泰史	平成28.12.15
やまたけ会	根来博	平成28.12.31
汐崎まこと後援会	汐崎勢津子	平成28.12.31
小田章後援会	杉本勝徳	平成28.12.31
にしの豊後援会	杉原勲	平成28.12.31

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年3月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県ふるさと振興支部	大江康弘	楠本徹男	和歌山市砂山南4-1-34 オリエンツ砂山2FI号	○	平成29.1.13
自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部	立谷誠一	関本幸次	西牟婁郡白浜町2830	○	平成29.1.13

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

あだちこうじ後援会	藪言方	栗山秀教	田辺市高雄三丁目27番7号	平成 29.1.6
柳瀬理孝後援会	楠本健治	杉若哲也	田辺市上秋津2102-1	平成 29.1.11
再生エネルギーを推進する会	正木秀男	正木秀男	西牟婁郡白浜町1066-3	平成 29.1.30

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成29年1月26日以降無効とする。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第100629号	平成27年5月20日から 平成30年3月31日まで	和歌山市井ノ口229 高橋祥二	和歌山県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成29年2月1日以降無効とする。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第102370号	平成27年4月3日から 平成30年3月31日まで	和歌山市府中1562 木戸口新時	和歌山県税事務所

入 札 公 告

平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年3月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度から平成34年度まで

(2) 業務の名称

平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託

(3) 業務の内容

庁内システム統合集約化業務において整備する基盤の構築及び運用保守

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

- (5) 業務の期間
契約締結日から平成34年10月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
平成29年和歌山県告示第283号に規定する平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
- (2) 期間
平成29年3月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- (3) （1）及び（2）により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成29年3月9日（木）午前9時から同月13日（月）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
- イ 入札日時
平成29年4月13日（木）午後2時
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年4月13日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

(4) この一般競争入札は、平成29年2月和歌山県議会定例会において、平成29年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Subcontract for construction, operation and maintenance of the infrastructure system for the integration of internal systems in fiscal year 2017

(2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 13 April 2017 (Deadline for bids submitted by mail 9:30 a.m. 13 April 2017)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2414

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成29年1月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月3日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 濱 口 太 史

和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県税事務所	平成29年1月26日
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃

和歌山県工業技術センター 和歌山下津港湾事務所	” ”
----------------------------	--------

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県税事務所

(ア) 平成27年度の県税収入率は98.4%で、前年度と同率であり、平成27年度末の収入未済額は、約8億4,767万円となっており、前年度末に比し約4,198万円減少している。

個人県民税の収入未済額は、県税全体の約67%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、加算金及び延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

イ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約1,937万円となっており、前年度末に比し約210万円増加している。

今後、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 旅費不支給となる旅行命令において、旅費を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令を誤り、旅費の過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(オ) 扶助費の支出について、適用すべき単価を誤り過渡ししていた事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 児童の一時保護に関する業務の委託契約について、受託者からの請求内容の確認を怠り過年度支出を行っていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(キ) 児童福祉施設入所者負担金の調定について、事実認定を誤ったことにより負担金の過納が生じ、返還を行っていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ク) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に注意し、車両の適正な管理に努められたい。

ウ 和歌山県公営競技事務所

(ア) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成27年度末における未収額は約2億14万円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 場外車券売場等からの歳入金を、資金前渡者名義の口座で受け入れていたので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県工業技術センター

正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

オ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の平成27年度末の収入未済額は約920万円となっており、前年度末に比し約799万円減少している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）に基づく行為の許可及び工作物等の設置の許可について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 物品の販売（自動販売機の設置等）に係る行為の許可の内容と実際の設置場所及び台数に相違があった。また同行為に係る使用料の算定に誤りがあった。

b 工作物等の設置に係る使用料の算定に誤りがあった。

(ウ) 岸壁、栈橋及び物揚場の使用料及び公文書開示手数料において、次の不適切な事例が全体の半数を超えていたので、適正に処理されたい。

a 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第28条第3項の規定と異なり、収納した現金の金融機関への払込みが遅延していた。

b 現金出納簿において、金融機関への払込日が実際の払込日と相違していた。

(エ) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 収入調定票において、決裁権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(キ) 支出負担行為票において、決裁権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

(ク) 工事請負代金額の3割以上の増額となる変更契約において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

ア 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから、市道への移管等に向け関係機関と協議を進められたい。

イ 和歌山県公営競技事務所

和歌山競輪場北側の河川管理用通路は、公営競技事務所長が使用者として管理しているが、付近住民の生活道路として利用されている状況であることから、市道への移管等に向け関係機関と協議を進められたい。

(4) 上記以外においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。